

令和 8 年度矢板市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和 8 年 7 月

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）」第 9 条の規定に基づき、令和 8 年度における矢板市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達推進方針」という。）を定める。

2 調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達についての令和 8 年度到達目標は、2,000 千円以上とする。

3 調達推進方針の適用範囲

調達推進方針は、矢板市及び市の関連団体等に適用する。

なお、物品を調達する際は、「別紙 1」を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

4 調達の推進方法

- （1）庁内各部署が一体となって効果的に推進していくために、庁内連絡会議の設置等を行い、調達実績の評価や調達推進策の検討等を行う。
- （2）矢板市地域自立支援協議会においても、調達実績の評価及び課題分析等を行う。
- （3）前年度の調達実績や矢板市地域自立支援協議会からの助言等を基に、次年度の調達推進方針を策定する。
- （4）庁内各部署に対し、障害者就労施設等から調達可能な物品等についての情報提供を行う。

5 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- （1）庁内各部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を社会福祉課に報告する。
- （2）社会福祉課は、庁内各部署からの報告を取りまとめ、法第 9 条第 5 項に基づき、その概要を矢板市役所ホームページで公表する。